

譲渡性預金（NCD）

商品内容	<ul style="list-style-type: none"> 満期日の定めがある定期性の預金ですが、一般の定期預金とは異なり、所定の手続きにより譲渡することができます。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人および法人のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> 2週間以上2年以内（期日指定方式）
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括してお預け入れいただきます。 ※他金融機関発行の小切手・手形によるご入金はできません。 1,000万円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後にご名義人に払い戻しいたします。 ※満期日前の払い戻しはできません。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利（単利）となります。預入日の所定の利率を満期日まで適用いたします。 満期日以後は無利息となります。 満期日以後に元金とともにご名義人にお支払いいたします。 ※預入期間2年の場合、預入日の1年後の応当日に所定の間接利払方法により中間利息をご名義人にお支払いいたします。 付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さま：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 法人のお客さま：総合課税 ※譲渡を行った場合等、これらの取り扱いと異なる場合があります。くわしくは、会計士、税理士等、専門家へご相談ください。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の お取り扱い	—
譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 所定の手続きにより、譲渡することができます。ただし、経過分の利息とともにのみ譲渡することができ、元本のみや利息のみ等一部の譲渡はできません。 譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります。 満期日前に譲渡をする場合、市場（NCDの流通市場）実勢価格での譲渡となり、その際、金融情勢等により投資元本の欠損が生ずることがあります。また、買い手がつかず譲渡できないことがあります。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話:096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話:099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p>

苦情処理措置 ・紛争解決措置 (続き)	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・マル優のお取り扱いはできません。・この預金は、預金保険の対象外です。・この預金は、金融情勢等により投資元本の欠損が生ずることがあります。・当金庫は預金の譲渡をお受けすることはできません。・商品内容、リスク内容等を十分ご理解いただくとともに、法律、会計、税務上の取り扱いについては、必要に応じてそれぞれの専門家にご相談ください。